



Safety and Health

安全と健康

今月のおススメ改善事例

No.240

3月30日名古屋労災職業病研究会主催で行われた「第1回名古屋労働安全衛生学校」では名古屋市立の福祉医療センター・厚生院を見学しました。

良い事例1：介護者の作業する高さに調整できるお風呂（写真1）

良い事例2：整理整頓されている棚（写真2）

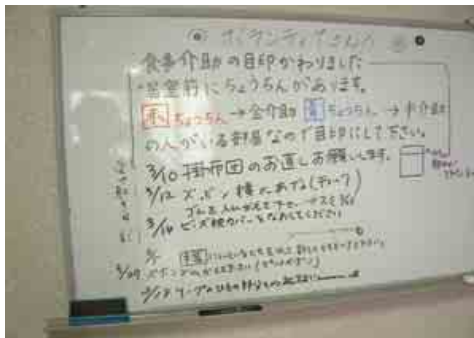
良い事例3：様々に工夫された表示（写真3、4）



【写真1】



【写真2】



【写真3】



【写真4】

- 東京労働安全衛生センター総会へご参加を!…2
- 速報・石綿含有建材等の製造・使用を全面禁止…3
- 東京労働局交渉…4
- 職場の取り組み・あれこれ
 - ・特別養護老人ホーム職員への腰痛健診…6
 - ・2003年春外国人労働者健康診断結果…7
- トピック パキスタンでのPOSITIVEセミナー…9
- 地域から・相談から
 - ・建設じん肺被災者3人の労災認定…13
 - ・翻訳業務で派遣社員が頸肩湾障害に…14
- 2003年・リレーエッセイ 邂逅（出会い）…15
- センター活動日誌&スケジュール…16

特定非営利活動法人

東京労働安全衛生センター機関紙

〈頒 価〉 200円

発行人：平野敏夫

住 所：〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル5F

Tel (03) -3683-9765 Fax (03)-3683-9766

E-mail etoshc@jca.apc.org

Homepage URL <http://www.jca.apc.org/etoshc/>

振 替：【郵便】00160-8-183157

【中央労金亀戸支店】284-1612779

発行日：2003年 3月28日



地域から・相談から…

建設じん肺被災者3人の労災認定

全建総連東京都連、ひまわり診療所とセンターは、都連傘下の組合が実施する健康診断時の胸部レントゲン写真をじん肺のための読影をおこない、じん肺被災者の早期発見と労災補償の支援を続けてきた。今年に入り、新たに3名がじん肺合併続発性気管支炎により療養を認められた。

大森建設組合のAさんは1946年から大工として建築現場で働いてきた。最初の20年間は労働者として雇用され、その後は事業主として35年間、計55年間に亘って、現場で建材加工や解体作業による粉じん、また石綿の粉じんに暴露してきた。1960年までは木造新築の作業では石膏ボード等の新建材が少なく、現場の粉じんは多くはなかったが、それ以降登場したボード類は電動工具で加工すると粉じんを大量に発生させた。現場の粉じんはこれだけではなく、解体や改築工事ではそうした建材を破碎することになるし、石綿含有建材も扱った。2001年の健康診断でじん肺所見が見つかり、2002年4月ひまわり診療所受診、6月「管理2相当」決定、その後9月に続発性気管支炎の発症が確認されたため、大田労働基準監督署へ労災請求した。2003年3月認定。現在はひまわり診療所に通院しながら仕事も続けている。

東京都建設組合のBさんは配管工である。1949年から63年は労働者として、その後現在までは事業主として、現場で働いてきた。配管工は粉じんに曝露してしまう可能性が高い職種である。コンクリートはつり、水道管の切断、吹付け石綿に触ったり除去しながら配管することもある。大工さんがボードを切断するときには仕事がある。有名なトミジ管は石綿含有である。このような粉じん作業に半世紀以上従事してBさんはじん肺になった。2000年頃から息が苦しくなり、2001年じん肺有所見と

なり、2002年3月「管理2相当」決定、続発性気管支炎の発症が確認されたため、5月に大田労働基準監督署へ労災請求した。2003年3月認定。Bさんも仕事を続けながらひまわり診療所に通院している。

首都圏建設産業ユニオン多摩支部のCさんは1949年から大工として建設の現場で働いてきた。53年年季があけ、1971年には独立して事業主となる。Aさんと同様に、新建材の加工による粉じん、石綿製品の加工による粉じん、そして解体作業による粉じんに曝露して発症した。2001年じん肺有所見となり、2002年11月「管理2相当」決定、2002年8月より続発性気管支炎により療養開始。12月八王子労働基準監督署に労災請求し、3月認定を得た。

こうして3人の支給決定が重なったが、3人とも働きながら療養している。体調を保ちながらできるだけ長く働き、また、建設労働者のじん肺の予防と諸権利のために仲間とともに活動したいとのことである。センターとしても支援してゆきたい。

(事務局・外山)



●締め切りと緊張と…

翻訳業務で派遣社員が頸肩腕障害

2001年1月末から広告業のH社に派遣社員として就労したIさんは営業局でに配属された。英語が堪能なIさんのそれまでの職種は、ホテルフロントクラークやオペレーター、講師、受付など、対人業務がほとんどだった。しかし、H社での業務は主に企画書や契約書をパソコンを使用して和英あるいは英和翻訳しながら文書打ち込み・作成に一日を費やすことなどは全く経験したことがなかった。

■毎日やってくる締め切り

朝、パソコンを立ち上げ、営業やマーケティングから作業に必要なメールが入っているかどうかをメールチェックし、当日提出書類、他継続分も含め前日に行った翻訳のチェック、リライト、校正など書面整理の後、打ち込み作業を開始。区切りをもって10～15分の休憩を入れるようとは思っていても打ち込みは始めると2～2.5時間程度続けてしまう。

そして一日外回りをしてきた営業担当者が午後3時前後に帰社した後にIさんには新たな仕事を持ち込まれる。その段階で新たにスケジュールの組み直しを強いられるのだ。午後4時半～5時頃、営業から渡されるクライアントの仕事のほとんどは2日上がりか1日上がりを要求されるものだった。

■緊張を要する作業は、日増しに増加

翻訳しながらの打ち込みは集中力が要求される。翻訳の調子に乗ってくると緊張感が途絶えてしまうことへの恐れから、打ち込み作業自体で疲労が蓄積していても中断がしづらかった。特に依頼が集中する夕刻は懸命に作業を進め、その日のうちにおおむねの翻訳をすませ、翌日の昼にさらなる校正・リライトへの手順を組んだ。入社後、仕事量が日ごとに増え、3、4月は繁忙を極めた。残業は当たり前という状態だった。4月に入ると腕のだ

るさ、脱力感、座りっぱなしの作業のためか、腰も痛んだ。

6月始め、右腕に激しい痛みが続いていたが、11日～15日頃までは繁忙で、毎日残業続きだった。耐えかねて「腕が痛くてできない」と上司に訴えたが、大きなプレゼンが迫っており、また他に同業務をこなせる人員がおらず、「できるところまでやってくれ」「19日から7月いっぱい休んでいいから」と言われ、やむなく作業続行したものの、まもなくIさんの右腕は痛みとしびれで日常的にもフライパンや包丁を手を持つこともできなくなった。19日、ついに休職。

Iさんはその後、東京センターを訪れ、所轄である三田労働基準監督署に労災給付請求をし、昨年暮れ、頸肩腕障害で業務上と認定された。

(事務局・内田)

